

平成 28 年度
第 2 回
総合教育会議議事録

日時 平成 28 年 10 月 24 日（月）午後 4 時～

場所 市役所東分庁舎 5 階会議室

第2回総合教育会議 議事録

- 1 日時 平成28年10月24日（月） 午後4時～5時30分
- 2 場所 市役所東分庁舎 5階会議室
- 3 出席者 いわき市長 清水 敏男
いわき市教育委員会 教育長 吉田 尚
いわき市教育委員会 教育委員 馬目 順一
いわき市教育委員会 教育委員 蛭田 優子
いわき市教育委員会 教育委員 山本 もと子
いわき市教育委員会 教育委員 根本 紀太郎
- 4 報告事項 いじめ防止に向けた体制整備について
- 5 協議事項 (1) 困難な状況を抱える子どもの支援について
(2) 奨学金返還支援事業について

1 開会

(司会)

それではお時間となりましたので、始めさせていただきます。
本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
只今より、平成28年度第2回いわき市総合教育会議を開催いたします。
はじめに、清水市長よりご挨拶を申し上げます。

2 市長あいさつ

(清水市長)

皆さんこんにちは。
第2回いわき市総合教育会議の開催にあたり、一言、ごあいさつを申し上げます。
吉田教育長をはじめ、教育委員の皆様には、日ごろより、本市教育の充実・発展、さらには、子どもたちの健全育成のためにご尽力いただき、深く感謝申し上げます。
さて、本年5月に開催いたしました第1回目の会議では、
いわき商工会議所の小野会頭をゲストスピーカーとしてお招きし、地域社会が求める人材について、本市の将来を見据えながら、貴重なお話をいただき、皆様と意見交換を

させていただいたところでございます。

第2回となる本日の会議では、いじめ防止に向けた体制整備についての報告をさせていただいた後、教育現場の現状につきまして、皆様と情報を共有しながら、困難な状況を抱える子どもたちに対する支援、さらには、将来に向けた人財づくりにつなげるべく、現在検討中の奨学金返還支援事業につきまして、皆様からご意見をいただくこととしております。

子どもたち一人ひとりの、確かな成長を支えるため、児童生徒が貧困や障がいなど、様々な事情を抱える中であっても、十分な学びの機会が保障されるよう、切れ目のない支援体制の充実を図ることが必要であると考えております。

皆様には、忌憚のないご意見、活発なご議論をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

(司会)

次に、吉田教育長よりご挨拶をいただきます。

3 教育長あいさつ

(吉田教育長)

教育委員会を代表して一言ご挨拶申し上げます。

清水市長には、日頃より、本市教育行政の進展にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

只今、市長のご挨拶にもございましたが、第1回目の会議におきましては、商工会議所の小野会頭とともに、地域が求める人財について情報交換ができたこと、大変嬉しく思います。

本日は、その人財育成に向けた基盤である支援体制がテーマでございます。

現在、教育委員会では、市長部局のこどもみらい部等関係部とともに、いじめ防止の体制づくりについて、意見交換を行っているところでございます。そのことについて、ご報告を申し上げ、また、皆様方からご意見をいただければと思っております。その他、障がい、貧困等様々な問題があるわけですが、今日ここで市長を交えて意見交換ができること、大変有意義であると思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、報告事項に移らせていただきます。

会議設置要綱第4条の規定によりまして、市長が議長となりますことから、会議の進行をお願いしたいと思います。それでは、市長、お願いいたします。

(清水市長)

はい。それでは暫時、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、報告事項、いじめ防止に向けた体制整備について、事務局の説明を求めます。

4 報告事項

(事務局)

市教育委員会学校教育課の塚本と申します。いじめ防止に向けた体制整備について、ご報告を申し上げます。

資料1の1ページ、平成23年10月に、滋賀県大津市の中学校2年生の男子生徒が、いじめを苦に自殺する事件が発生し、学校及び市教育委員会の対応が問題になったことを受け、平成25年6月、いじめ防止対策推進法が公布され、同年9月、施行されました。

本市におきましては、いじめ防止対策推進法が制定される以前から、平成9年度、全国に先駆け、いじめのない子どもが輝くまちづくり推進本部を設置し、関係機関や関係団体、学識経験者等からなる、いじめ防止対策等についての意見をいただいたり、いじめ防止の啓発活動を行ったりして参りました。この度、法の趣旨に沿って、改めていじめ防止に向けた体制の整備を行うものです。

まずはじめに、いじめ防止対策推進法の概要についてご説明いたします。

一の総則には、いじめの定義や、いじめ防止等のための基本理念、国や地方公共団体、学校、保護者など、関係者の責務等が定められております。二のいじめ防止基本方針につきましては、国、地方公共団体及び学校が、いじめ防止等のための基本的な方針を定めること。これは、国及び学校が策定が義務付けされ、地方公共団体は努力義務となっております。また、地方公共団体は、関係機関等との連携を図る、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができるとされています。

次に、三の基本的施策・いじめの防止等に関する措置については、一つ目に、学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実から⑦啓発活動が示されています。二つ目には、学校が、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置くこと、三つ目に、個別のいじめに対して、学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言及び所管警察署との連携について示されています。四つ目として、出席停止制度の適切な運用についての定めがあります。

次に大きな四の重大事態への対処についてです。重大事態とは、いじめにより、児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、そして、いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある

と認めるときの2つであります。

重大事態への対処につきましては、まず学校の設置者または学校は重大な事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止のため、事実関係を明確にするための調査を行う、そして調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、必要な情報を提供する。さらに、地方公共団体の長に対する、重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長による再調査、その結果をふまえて措置を講ずることなどが示されております。

2 ページには、いじめ防止対策推進法に定める組織についてですが、地方公共団体、学校が設置する組織、さらには重大事態発生時に設置する組織がございます。

3 ページには、国で示しております、それらの組織のイメージです。この中で、実線枠部分は、必ず置かなければならない組織、点線枠は任意設置の組織、☆印の組織は、兼ねることができるものです。

本市におきましては、この法律の制定を受け、学校では既に基本方針の策定、及びいじめ防止等に係る組織を設置し、対応しているところです。

市教育委員会としましては、現在、市長部局のこどもみらい部と協議を重ねながら、国の法律及び基本方針等をふまえ、市の基本方針の策定及びいじめ防止等に係る組織の設置を進めているところです。

4 ページ、いじめ防止対策推進法に定める組織について、本市として設置を検討している新しい組織のイメージです。名称等は案の段階ですが、現在は市長が本部長となっております、いじめのない子どもが輝くまちづくり推進本部という組織を生かしながら、国で示した組織の設置イメージに合うように、いじめ防止のための対策を実効的に行う組織や重大事態発生時に対応する組織、再調査のための組織の設置を検討しているところです。

市教育委員会としましては、学校や関係課等と連携を図りながら、基本方針の策定や組織の設置を通して、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進して参りたいと考えております。

(清水市長)

只今事務局より、概要の説明がありました。これにつきまして、皆様から何かご質問等ございましたらご発言願いたいと思います。

(根本委員)

4 ページの図を見て、私なりに理解したことは、今まで、いじめの問題については、どちらかという教育委員会の中で全部に対応するというイメージかと思うんですが、通常は各学校等で対応するというようにしておりますが、何かあった時には教育委員会の中だけで、ということは難しくなっている。外部との連携、いじめ問題調査委員会というものを設置するということで、広く連携して、いじめの問題にも対応していく

ということは、私も良いことではないかと感じました。

(蛭田委員)

新たな組織について、賛成します。私は、人権擁護委員になっておりまして、2ページの図にありますように、法務局または地方法務局等の関係者で構成される、いじめ問題対策連絡協議会として、人権教室で、他の人には自分のこの部分までは立ち入らせない、他の人のここからは立ち入らない、という権利みたいなものを啓蒙しています。

それから、子どもは個人的に悩んでいるSOSに対して返事をしたり、また、人権について考えたことを作文にして県に提出する人権作文、そういった活動をしてはいますが、法務局とも連携を図って、活動を横にも広げられたらよいのではないかと考えます。

(事務局)

先ほどの、大津の事件は、学校及び教育委員会の対応について、例えば、加害者への聴き取りをしていなかったとか、調査も短期間で終わっていたとか、非常に不徹底な事実解明、主体性の欠如、密閉体質だとか、対応について批判が高まった。

なので、第三者による調査をきちんと行う、というような経緯でもって、いじめ防止対策推進法が制定されたものです。本市としても、法の趣旨をふまえて、組織の設置等を検討しているところです。

(馬目委員)

いわき市のいじめへの取組みというのは、私も賛成です。実は、いじめとして上がってくるまでの間が問題で、生徒がどれだけ悩んでいるかということ。

これは組主任の対応が大切で、個性を持ったそれぞれの生徒への対応に、先生方は取り組んでもらいたい。心を打ち明けられる組主任になってもらうことが、いじめ防止の根本的なことではないかと思っています。

問題が出て、組織が動けば十分な対応でも、当人にしてみれば、これだけ大げさになる前に何とかしてもらいたかったという意見をよく聞くものですから、一番は、組主任が心を開き、生徒に心を開いてもらうような対応の仕方、組主任のあり方、というのが、教育委員会での主要な仕事のひとつではないかと思っています。

(山本委員)

新組織の設置については、今までの他県での事例を見ますと、公平性、中立性、透明性と言われた場合に、第三者機関を入れて取り組むのは必要なこと。

いじめについてですが、調査組織では重大事態が発生しないことを切に願っています。学校は、学校で抑えようという気持ちがあり、担任も同じく、自身のところでいじめを抑えようとします。そうすると、問題が段々と大きくなっていくということがある。

教育委員会で指導していますが、重大事態が発生しないようにするには、何かあったら担任だけでは抱え込まない、それを学校が組織として、全員の目で見えていくということが、今後ますます必要だと感じています。

学校のみで解決することは難しいので、教育委員会を頼りにしてほしい、また、保護者その他の関係機関とさらに連携していくことが必要だと感じます。

(教育長)

図を見ていただくと、平成9年、いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部ができ、市長をトップに事務局は教育委員会で組織していた。今回の新しいイメージとして、市長の位置づけは、何か重大事案が起きた時に市長にご報告申し上げる、ということで、市長の関わりが実は少し薄くなっています。今までは、主体になって入っていたが、例えばいじめのポスター・標語コンクールの表彰式に出席いただいたりしていたものがなくなってしまうのですが、実際には、教育委員会から、いじめのない啓発運動などで今の状況について、普段の場で市長に情報提供していかなければならないと思います。密に報告をしながら、関わっていただくというのが大事であると思っています。

(市長)

今、教育長が言われたように、ある意味、いわき市は国より先を走っているわけです。常に市長も教育委員会と深く関わって、いじめ根絶に向けて取り組んできたというのがあります。市長だけでなく、地域の様々な団体も推進本部に入らせていただいて、法律ができて、趣旨をふまえてそれに当てはめるとこのようなイメージになるということです。いわき市は、他自治体よりは先進的に取り組んできた方ではないかと思っています。

5 協議事項

(市長)

それでは、協議事項に移らせていただきます。

本日の議題の1番目、「困難な状況を抱える子どもの支援について」であります。事務局の説明を求めます。

(事務局)

資料2の1ページ、背景として、障がいのある、又は障がいの可能性のある児童生徒数の割合が増加傾向にあること、東日本大震災以降、その傾向が顕著になり、心のケアの重要性が増していること、障がいに関する相談をはじめ、様々な種類の相談が年々増加していることなどが挙げられます。

2ページ、特別支援教育を中心とした国の動向です。

平成20年5月、障害者の権利に関する条約が発効。インクルーシブ教育、合理配慮な

どが主な内容です。発効を受け、国内の法令の整備が推進されました。

平成 23 年 8 月、障害者基本法が一部改正、平成 24 年 7 月、中央教育審議会において、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が報告されました。

平成 25 年 8 月、学校教育法施行令の一部改正により、就学先決定のプロセスが改正されております。平成 26 年 1 月、障害者の権利に関する条約の批准書を提出し、同年 2 月から条約の効力が発生しています。平成 28 年 4 月、障害者差別解消法が施行され、行政に対する合理的配慮が義務化されました。そのほか、平成 25 年 6 月の子どもの貧困対策の推進に関する法律や、平成 25 年 9 月のいじめ防止対策推進法の施行など、国から様々な対応が求められています。

3 ページ、平成 25 年の学校教育法一部改正によるプロセスの変更です。

上の図、就学基準で特別支援学校該当となると、赤の矢印の流れで、原則特別支援学校ということでしたが、改正され、下の図、特別支援学校該当となっても、本人、保護者の意見を最大限に尊重して、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行い、最終決定をするという流れになっております。

右側下の図、平成 16 年度との比較ですと、特別支援学校では 1.3 倍、各小・中学校の特別支援学級では約 2.1 倍、通常学級での通級による指導では約 2.3 倍と、割合・実数とも増加しております。

また、特別支援学校よりも特別支援学級や通級指導が増加傾向にあり、ますます小・中学校での特別支援教育への対応力強化が課題となっております。

いわき市の現状ですが、別紙資料 3-2、現在の支援体制です。幼児期においては、主にこどもみらい部の子育てサポートセンター、学齢期では市教育委員会が中心となります。相談係は相談員 8 名による、子ども健康教育相談、すこやか教育相談を柱とし、より専門的な知識や経験を必要とする相談対応のため、専門的教育相談として小児科医と臨床心理士、心のケア連携事業として、いわき明星大心理相談センターと連携を図っております。

さらに、昨年度からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、より高度な相談や子ども環境に起因する問題解決に向けての対応を強化しています。

また、不登校児童生徒を対象とした適応指導教室のチャレンジホームを週 3 日、4 箇所で行っております。

学校現場においては、市配置の心の教室相談としてカウンセラー 1 名、相談員 4 名、5 校に配置、また、県の緊急カウンセラー 32 名が小学校 17 校、中学校全校に配置されております。県の教育委員会では、スクールソーシャルワーカー 3 名をいわき教育事務所に配置し、いわき市のスクールソーシャルワーカーと連携して問題解決の業務を行っております。

しかし、県の業務においても、今後の継続については不透明な状況にあります。

資料 4 ページ、いわき市の現状です。

特別支援学級の児童生徒数は、小・中学校とも平成 25 年度と比べ約 1.3 倍と増加傾向にあります。また、通常学級に在籍し、発達障害の可能性のある児童生徒も約 1.2 倍と増加傾向にあります。さらに、支援を必要としている児童生徒数も若干ですが増加傾向です。

5 ページ、教育相談の状況です。相談件数は横ばいですが、現在の配置数では限界に近い数字と考えております。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人員増の分、相談件数が増えたと考えることができます。また、相談内容も専門的な知識を必要とするものや児童生徒を取り巻く環境が要因となっているものなど、多種多様な相談内容となっており、相談時間が長くなるケースも増えてきています。情緒障がい件数が、平成 26 年度から急増しているのが心配なところです。震災後の幼児期の外遊びの減少や家庭をはじめとする環境の変化の影響と分析しています。阪神淡路大震災後、心のケアを必要とする問題が、数年後に出てくるという報告を受け、早期より心のケアの重要性を考えておりましたが、それでも同じような傾向が出つつあります。2011 年、雑誌「教育と医学」5 月号で国立病院臨床研究部長、黒木先生の報告がありました。災害を契機に経済的に困窮したり、生活環境が変わり適応できない、フラッシュバック体験、PTSD などの問題が出てきている一方、過敏で苛立ちやすく、常に脳が異常に覚醒した状態にあり、特に幼い子どもは強いストレスに敏感であり、PTSD をはじめ、早期に持続する心理的リスクを被る可能性が高い、との記載がありました。スクールワーカー、スクールソーシャルワーカーの増員も考慮しながら、支援体制の強化が必要と感じています。右下の図、発達心理判定に係る検査件数が減少していますが、発達心理判定を行える相談員の減少、マンパワーの不足によるものです。

6 ページ、不登校の状況です。全国的には増加傾向、いわき市においては、横ばいの状況です。これは、震災後早くから心のケアに力をいれていたおかげと考えております。より多くの不登校児童生徒がチャレンジホームなどの適応指導教室に通級できるようにするためにも、相談業務との連携が大切になります。就学援助受給者割合ですが、震災後急増し、徐々には減少していますが、平成 22 年度と比較してまだ高い割合を示しています。ここで、相談の実際について、西脇スクールカウンセラーと郡司ソーシャルワーカーに話をさせていただきます。

(西脇 S C)

臨床心理士の西脇です。よろしく申し上げます。

教育センターには月 1 回、伺っていましたが、2 年前からは多く伺うようになりました。震災後の相談件数が異常に多くなっています。子ども達の問題というのは、その子だけの問題ではなく、その子を取り巻く環境が影響している。その背景として、親自身がすごく不安定になり、家族関係が悪くなって親が離婚し、一人親家庭が増え、経済的な問題が出てきて、子どもも不安定になり不登校になってしまうということも多くあつ

たように思います。ほかにも、いじめの問題、情緒障がい、自傷行為などの相談があります。カウンセリングも1回ではなく継続していかなければならず、子どもだけではなく、ご両親にも来ていただき、家族療法というものも行っていかなければならないということで、裾野が広がっていきます。私達は、目の前に来た方とのカウンセリングが中心ですが、来ていただけない方も多くあり、そこでスクールソーシャルワーカーが、つなぐという役割を担っているのです、大きな支えです。

また、最近では発達障害が目立ってきている。医師に判定されている子どももいるが、そうでない子どもも多いと思う。特に小学校低学年で、座って授業を受けられないADHD（注意欠陥多動性障害）ではないか、という子どもが増えている。ゲーム、インターネットの世界で、外遊びをしないなど原因は様々だと思う。

連携という部分では、子育てサポートセンターで就学前の子どもの発達検査やペアレントトレーニングを行っているが、お母さん達にとってプライバシーの問題で、幼児期に相談した内容について、小学校に伝えたくない、ということが多く、小学校側が把握できていない。もし、把握されて、学校でも支援体制が整っていれば、就学時点で攻撃性などの障がいを未然防止できた子ども達も多いのではないかと思います。

教育センターでは、SST（ソーシャルスキルトレーニング）も行っていますが、スタッフが足りない。学校にスクールカウンセラーが配置されているが、市内ではカバーできず県外からも支援されている現状です。そしてその後、高校中退してしまったり、引きこもってしまうということもあるため、サポート体制、連携も図っていければと思います。

（郡司SSW）

27年度から市のスクールソーシャルワーカーとして勤めています、郡司です。よろしく申し上げます。

現在は4人ですが、スタート時は私1人で始めました。派遣型の難しさがあり、広域なために移動に時間を要すること、学校から活用申込みを受けて動くことになるのですが、学校にとってもスクールソーシャルワーカーというのが初めての領域ですから、なかなか理解を得られないということがありました。学校で既にコーディネーター役のような方がいる場合は順調ですが、そうでなければ情報の集約方法やそれぞれの役割を決めることなどに時間がかかることがありました。学校に常駐しているわけではなく不定期であり、次の勤務まで間が空いてしまうことがある。また、児童相談所や福祉関係の民生委員など支援者との連絡調整役も併せて行っていかなければならないこともあります。母子家庭や共働き家庭では、必要に応じて夜間訪問を実施することもあり、負担が大きいこともあります。

相談内容としては、不登校、障がい、親御さんの精神的な問題、子育て不安など多岐に渡り、中でも不登校は、解決が難しい。また、家庭の問題を学校に持ち込まれるとい

うこともあり、今後相談の増加が予想されます。今年になり、教育相談室と連携することが増えた。私達の役割は「予防」だと思っていますので、教育相談室は、ワンストップの相談の場として重要だと感じています。

また、市のスクールソーシャルワーカーは、県と地域を分け、小名浜を担当しており、県と協力して行っているため、立ち位置が不明確だと感じています。

(事務局)

只今、現状の説明がありました。最後に7ページ、課題として、切れ目のない支援の必要性、より専門的な支援体制の必要性、マンパワー不足の3つを挙げました。

「いわきっ子入学支援システム」がスタート、困難を抱える児童生徒に切れ目のない支援を行う体制づくりが必要だと考えます。2つ目には、特別支援教育などの対応が増加している中、一方で確かな学力向上、新たな学習指導要領の導入に向けて研修の重要性も増していくということで、それぞれの業務において専従できる職員配置、組織整備も必要であると感じています。3つ目、障がいの軽減や二次的障がい防止の観点から、早期の療育が必要ですが、心理検査など十分対応できず、問題解決のための他機関との連携を図ることが難しい状況にあります。

これらを受けて、解決に向けた方向性として、目標を、切れ目のない「オールいわき」での支援体制の構築へ、としました。学校や子ども達のために、支援機能の強化が必要です。当面の対応としては、まず、専門的な支援体制の構築のため、総合教育センター内に「(仮称)教育支援室」を設置し、段階的に支援機能の向上を図っていきたいと考えています。

(清水市長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より概要の説明がありました。皆様からご質問ご意見等ありましたら、ご発言願います。

(山本委員)

只今、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの大切さについてお話がありました。その中でマンパワー不足など課題が出てきました。

また、インクルーシブ教育ということで、今後、障がいのある子とない子が、可能な限り同じ場でともに学ぶことが大切だと強く言われています。そのような中、私たちは考えていかなければならないことがあると思います。一つは、通常学級の中に、障がいを持った子どもたちが一緒に学習する態勢が少しずつできてくること。特別支援教育において、教員に専門性の向上が必要になってくるのではないかと考えています。

二つ目は、相談支援体制をしっかりとっていくことが大切だと思います。現在、総合教育センターには、特別支援指導主事として1名しかおりません。中核市としては、もう

少し必要ではないかと考えます。また、いわき市では、普通学級に障がいのある子どもが入ってきた場合、支援員がいますが、今、支援員は必要とされているのに増えないということについても問題。障がいのある子どもと、そうでない子どもが一緒の学級にいることによって、双方がプラスになります。今後、市としては、保護者、地域の方とともに学ぶことが大切。組織的な取組みとして、部局間の連携が今後ますます必要になってくるのではないかと考えます。

(根本委員)

現場で携わっている方々のお話から、実際通っている児童生徒で何か障がいがあると言っても、系統化されるのではなく、個々に違うのではないかと思います。そのような中での支援員は、重要なのに希望する方が少ないのは、仕事の内容がわかりにくいのではないか。どのような仕事をしているのか、大切さも知っていただき、専門的な職種であり待遇面も改善を検討しても良いのではないかと考えています。

また、幼稚園から就学までつなぐという意味で、こどもみらい部との連携が不可欠だと思います。

(蛭田委員)

マンパワー不足の解消は、優先順位1位ではないかと思います。子どもは、いわき市の財産です。子どもの成長は、待ってられません。優秀な人財を育て、また、その人たちによって子ども達を育てていきたいと思っています。

(馬目委員)

やはり、支援員の増加と待遇の改善は是非お願いしたいと思っています。

(事務局)

幼少連携について、こどもみらい部と連携して支援システムがスタートしているところ です。

(教育長)

長年懸案だったのですが、いよいよ稼働ということで、このシステムには期待しています。

それから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが居なかった時代はどうだったのかと思うほど。現在、ご苦勞をかけているのですが、それだけ子ども達が助かっているということだと思います。そのご苦勞に報いるためにも人員を厚くしたいと思っています。さらに、スーパーバイザーについても、来年からは予算化し、ケース会議などをきちんとできるようにしたいと考えております。

また、教育相談と研修調査を担当係長1人で対応しているのは、なかなか厳しいということで、相談業務については、今後、独立したかたちもあるかなという考えを持っています。

(清水市長)

子どもの数が減っている中で、発達障害やグレーゾーンの子どもたちが増えているというのは、由々しきこと。それが現実だとすれば、そういった子ども達にも手厚い対応が必要だと思っています。教育委員会だけではなく、こどもみらい部としても、ネウボラ的な子育て相談支援体制を構築しようとしておりますので、いわきの子どもがいかに健やかに成長していくかというのを目指していければと思っています。

次の協議事項、奨学金返還支援事業につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局)

これまでも、この会議の中で議論されてきましたとおり、いかに地域を支える人財を育成していくかが大きな課題になっております。また、子ども達を取り巻く環境など大きな変化がある中で、夢をあきらめない、学びたいという彼らの意欲に応えられる仕組みをどうやってつくれるか、今、教育委員会と検討を始めたところです。

3 ページ、大学卒業までにかかる教育費です。一番上の、「高校まで公立、大学のみ国立」の合計が769万円、「小学校及び中学校は公立、他は私立」になると、1,280万円、すべて私立になると2,000万円を超えているという状況です。

下のグラフ、奨学金を利用している状況です。大学昼間部、20年前が21%、2004年だと41%、直近ですと51%、半分以上の学生が奨学金をなんらかの形で利用している状況です。

5 ページ、大学生が年間どれ位の額で生活しているかというグラフです。10年前の2005年から見ていただくと徐々に下がっているというのがわかります。2004年が220万円だったのに対し、2014年では197万円。総額の減少もそうですが、中身の問題、家庭給付が144万円だったものが120万円程度に下がっている、逆に、奨学金は30万円程度だったものが40万円ということで、中身が変わってきているのがわかると思います。

その下の1-4のグラフ、高等教育における家計負担の増加です。

①は、平均給与がどんどん下がっているというもの、その下が、年収に応じた4年制大学進学率です。

7 ページ、奨学金を受けた場合、どれ位返還をしているのか。主に、無利子の例を挙げております。一つ例としまして、いわきの子が東京の私立大学に行く場合、月額6万4千円が上限になります。これが4年間で307万円。返済は、10年から20年位で選べますが、仮に10年だとすると、毎月2万5千円を返済することとなり、初任給の月収

のうち10%を超え、非常に負担が大きいという状況になっています。

8ページ、奨学金返還延滞者の推移です。全体として奨学金が上がっているということもあり、延滞者は増加傾向にあります。

9ページ、高等教育機関を卒業した方々の年齢別所得割合を示しています。30代から50代でも所得300万円を下回っているという状況が特に顕著だということ、そのような状況が全国的に増えています。

次に、いわき市の奨学金制度の概要です。貸付の実績ですが、年々貸付者が減少傾向にあり、返還状況は、貸付者が減少しているにも関わらず、未納額、未納者が増加傾向にあります。

このような状況をふまえ、14ページ以降、現在、様々な観点からの見直しを検討しているところです。学生等の置かれた経済的状況は、非常に厳しいもので、国政レベルで対処すべき課題もありますが、一方、市としても、何らかの取組みが求められるのではないかとということで、奨学金返還に係る負担軽減を図ることが一つ。また、いわきから東京に出ていってしまう若者がいわきに定着するためにも、大学を出ていわきに戻って就職した子どもたちに対し、奨学金の返還を支援する制度が必要なのではないかと考えています。

貸与型奨学金とは別に制度をつくる方がいいのか、むしろ、現在の制度と合わせた返還支援がいいのか、今後、調整をしていきたいと思っています。既存の奨学金についても、さらに利用しやすいような制度の見直しをしたいと考えております。

国の動きとして、平成27年4月、総務省が要綱を策定、自治体が奨学金返還基金を創って支援に乗り出すといった場合、特別交付税措置がなされます。また、安倍首相も国として給付型奨学金創設を表明しています。平成28年7月、企業版ふるさと納税を活用した奨学金返還基金への積立も推奨しています。先日、新聞報道での、文科省の給付型奨学金検討チームの検討状況によれば、非課税、低所得者世帯をターゲットに月3万円程度という中間報告も出ているようです。

17ページ、福島県が今年10月から奨学金返還支援制度を開始、今募集をしております。地方創生枠4ヵ年、一般枠2ヵ年のカテゴリがあり、対象業種はいずれも同じで、福島県としては、新しい産業の振興に資する人材をといるねらいを絞っています。2つの枠の違いとして、地方創生枠は、大学に入学する時に既にこういった業種に就きたい、あるいは、大学卒業後は福島県に戻りたいという意思がはっきりした子どもたちに対し、支援しようというもの。一般枠は、初年度は、学生が自分の夢を具体的に考えているとは限らないので、大学3年になった時に、こういった業種に就きたい、福島県に戻りたいという意思が出てきた時に、給付をしようというものです。

県の分野の設定がかなり限定的ということもあり、いわき市として、このような方法がいいのか、または、いわきを支えてくれる人財に対して幅広く設定した方がいいのか、大きな論点になると思います。2つめに、人数の制約もあるので、いわきに戻ってきて

くれる学生のための支援制度を独自に考えようということもあります。また、業種を絞った関係上、対象者が理系に限定されるということもあります。

いわき市としては、より多くの、いわきに帰りたいという学生を支援していくための柔軟な独自の奨学金返還支援制度を検討していく必要があるのではないかと、現時点でのご理解をいただければと思います。

(清水市長)

ただいま、事務局より概要の説明がありました。

資料 13 ページ、若者の流出状況、いわき市の落ち込みが激しいという状況がありますので、ここに歯止めをかけていかなくては、人口減は収まらない。そういった中で、こういう制度の創設は必要なのではないかということでの説明でした。

何かご意見等ございましたらお願いします。

(蛭田委員)

私は、市独自の奨学金制度について、以前から貸与型ではなく給付型を、と申し上げてきました。県では、理系に限ったものになり、やはり、文系の学生にも、また、非課税世帯ではなくても、子どもが3人、4人という世帯もあるので、そこまで該当するような制度だといいなと思います。

(根本委員)

親としては、給付型の制度があればいいなと思います。県の制度は、範囲が狭い。市独自の制度を構築できるのであれば、ありがたいと思います。

奨学金を返さなければいけないから結婚もできない、という報道もある。いわきに戻ってきてくれるなら、こういった支援もあるというのは、いいなと思います。

(清水市長)

現在、制度設計を検討しているところですので、ご意見をお寄せいただければと思います。

それでは、時間も過ぎておりますので協議を終わらせていただきたいと思います。

議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

6 その他

(司会)

市長、ありがとうございました。

そのほか、協議事項以外で、何かございますでしょうか。

無いようでしたら、次回会議の日程等についてお知らせいたします。当会議は、今年度

におきましては最後となります、次回につきましては、来年2月頃に開催を予定しております。改めて通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

7 閉 会

(司会)

それでは以上をもちまして、平成28年度第2回いわき市総合教育会議を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。